

災害時における支援物資の提供協力
に関する協定書

新 潟 市

アーケランドサカモト株式会社

新潟市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他新潟市地域防災計画に規定する事象が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者の円滑な救助を実施するために、甲が乙から物資を調達する事項及び乙の店舗又は物流施設（以下「店舗等」という。）の利用に関する事項について定める。

（物資の供給要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に対して必要な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）衣類
- （4）生活・日用品
- （5）救援及び災害復旧に必要な用品
- （6）その他甲が指定する用品

（物資の供給要請に基づく協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めることとする。

（物資の引渡し）

第5条 甲は、あらかじめ物資を受領する避難所等を指定し、乙は、甲が指定する場所まで運搬し、甲又は甲が指定する者に物資を引き渡し、甲又は甲が指定する者は、物資の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、これを受領する。

2 乙は、前項の規定により甲が指定する場所で物資を引き渡すことができない、又はできないと見込まれるときは、甲に連絡をし、その指示に従う。

3 乙は、甲又は甲が指定する者に物資を引き渡した場合は、速やかに書面等により引渡しが完了した旨を甲に報告する。

- 4 甲は、前項の報告を受けた場合は、報告内容の確認を行い、その内容が適正であると認めるときは、その旨を乙に連絡する。
- 5 物資の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行う。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して物資の運搬に必要な車両及び人員の確保について協力を求めることができる。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援することとする。

(店舗等の利用要請)

第7条 甲は、災害時に店舗等を避難者の受け入れ、集積・配送拠点又は応急救護所等として利用する必要があるときは、乙に対し、店舗等の利用について要請することができる。

(店舗等の利用要請に基づく協力等)

第8条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、店舗等の被災復旧活動や事業活動を妨げない可能な範囲で甲に協力するものとし、利用可能な店舗等を甲に連絡する。

(要請手続きの方法)

第9条 第2条及び第7条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、甲は、乙に対して電話等で要請し、その後速やかに文書を提出することとする。

(費用の負担)

- 第10条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬等の経費（以下「費用」という。）を負担する。
- 2 前項の費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上決定する。

(費用の支払い)

- 第11条 乙は、第5条第4項の通知を受けた時は、書面により物資の代金等を甲に対して請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(情報交換)

第12条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制、供給可能物資及び利用可能店舗等についての情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議を行い決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月26日

甲 新潟市長

篠 田 昭

乙 新潟県三条市上須頃445番地
アークランドサカモト株式会社
代表取締役社長

坂 本 雅 俊